

平成30年度 花見川消防署 重点事業実施プラン

運営方針

花見川消防署では、県都の中心地区を守る消防署として、消防職員の資質や技術の向上を図るとともに、区民の皆さんと連携・協働して、地域密着型の防火・救急対策を進めることにより、「地域に密着した安全・安心のまち 人々の優しさを感じるまち 花見川区」の実現を目指します。

地域特性

花見川区は、市の北西部に位置し、北部は八千代市、北東部は佐倉市及び四街道市、西部は習志野市に隣接しています。区域は南北に長く、その中央を区の名称ともなっているシンボルの「花見川」が流下し、豊かな河川空間が広がっています。

公共交通機関として、JR総武本線、京成電鉄本線及び千葉線が通っており、バス路線が各地区と鉄道駅を結んでいます。道路網は、京葉道路の幕張IC、武石ICがあるほか、国道14号線、国道16号線、主要地方道である千葉鎌ヶ谷松戸線、長沼船橋線、穴川天戸線などが主要道路として利用されています。

内陸部には製造業を中心とした工業団地、通称「鉄工団地」があるほか、各地域には花見川団地をはじめとする大規模住宅団地が首都圏のベッドタウンとして存在しています。

<花見川区 基礎データ>

面積	34.19km ² (市域の約13%) [平成29年10月1日現在 国土地理院公表面積]
人口	178,139人(男性88,950人、女性89,189人) 市内で2番目に多い行政区 [平成30年2月1日現在]
	65歳以上は47,979人で全体の約27.2% [平成29年12月31日現在]
世帯数	79,115世帯 [平成30年2月1日現在]
消防署所の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花見川消防署 千葉市花見川区犢橋町107-2 ・ 花見川消防署幕張出張所 千葉市花見川区幕張町5-226-1 ・ 花見川消防署畑出張所 千葉市花見川区畑町675 ・ 花見川消防署作新台出張所 千葉市花見川区作新台1-2-1
災害出動件数	平成29年中 1,213件(花見川署出動件数)
火災発生件数	平成29年中 区内35件(前年比-9件) うち建物21件、車両2件、その他12件
救急隊出動件数	平成29年中 区内配置救急隊(4隊)計9,776件(前年比-2件)



【花見川消防署 庁舎外観】



【上空から見た花見川消防署】

重点目標1 災害による被害の軽減を実現するための災害活動体制の充実強化

複雑多様化する各種災害に対応するため、消防活動技術を向上させる各種訓練を実施し、災害に立ち向かう機動力・応用力を高めます。

重点目標2 救命率向上を実現するための救急体制の充実強化

応急手当普及啓発活動によりバイスタンダーを育成するとともに、救急隊員の教育訓練を充実させ、市民等と救急隊の救命リレーの効果を向上させます。

重点目標3 市民の安全・安心を守る火災予防行政の推進

消防関係法令に違反した事業所等への是正指導、各世代に応じた住宅防火の意識づけ、火災原因調査結果の火災予防対策への反映等により、市民の暮らしを守ります。

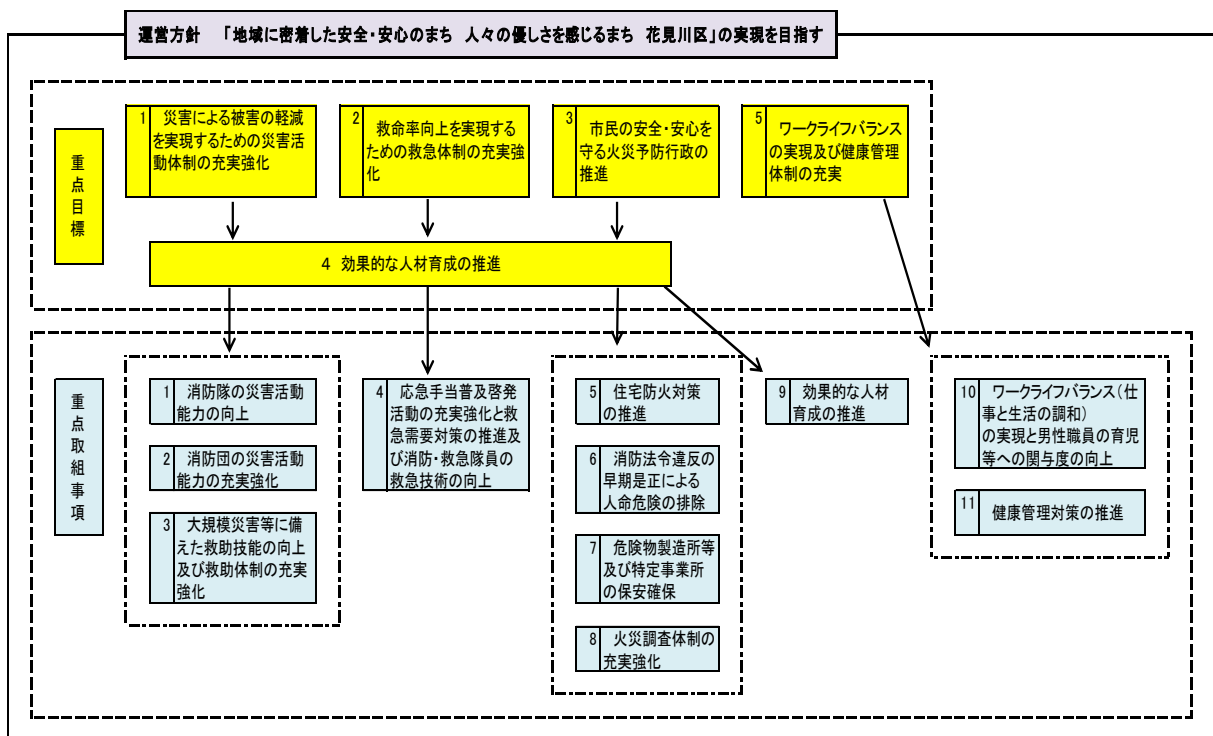
重点目標4 効果的な人材育成の推進

消防職員の大量退職・採用時代に適応するため、各種業務を関連させ、主として若年層職員向けの伝承を行い、未来の消防へとつなげていきます。

重点目標5 ワークライフバランスの実現及び健康管理体制の充実

職員個々が働きやすい環境、仕事と子育てを両立できる環境を整えることにより、仕事の効率を上げ、職員の健康維持と生活の充実を図っていきます。

施策体系



重点取組事項1 消防隊の災害活動能力の向上

- 基礎訓練を確実にいき、消防隊員個々の警防技術向上を図ります。
- 各種災害を想定した訓練を実施し、各級指揮者の指揮能力及び安全管理能力の向上を図ります。
- 大規模・多様化する災害等に即応するための各種警防調査を実施し、管内情勢を常に把握することにより、警防対策の強化を図ります。

【成果指標】

- 消防技能管理基準に基づく訓練の実施 総合判定B級以上98%以上/各隊員
- 消防隊員個々の基礎訓練、指揮者の統制訓練、消防隊の各種災害活動訓練の実施
- 特殊車両及び警防資器材取扱い訓練の実施 2回以上/月
- 消防車両の安全運転教育の実施 1回以上/月
- 地理水利調査、管内調査等の警防調査の実施
- 警防計画に基づく図上訓練の実施 2回以上/月

◆ 事業展開

1 消防隊員個々の技能向上

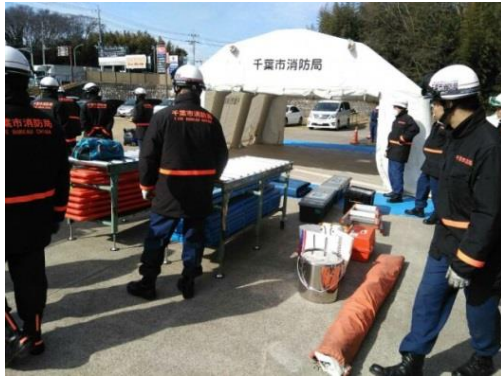
- (1) 通年 消防技能管理基準に基づく訓練（応用訓練を含む）の実施
（7月・翌2月に訓練成果確認）
- (2) 通年 特殊車両及び警防資器材取扱い訓練
- (3) 通年 安全運転に関する職場教育を随時実施
- (4) 4月・10月 除染車取扱い訓練

2 消防隊の各種災害活動訓練の実施

- (1) 通年 年間教育訓練計画に基づく活動訓練の実施
- (2) 5月 多数傷病者等発生時対応訓練の実施
- (3) 6月 安全運転技術確認審査会の実施
- (4) 11月 NBC災害対応訓練の実施

3 管内情勢の把握

- (1) 通年 各種警防調査の実施
- (2) 通年 警防計画の見直し、新規対象物等の警防計画策定、これに基づく図上訓練実施
- (3) 6月 関係機関と合同の急傾斜地現地調査
- (4) 6月 浸水地域、道路冠水箇所等の現地調査



【NBC 災害対応訓練】



【多数傷病者等発生時対応訓練】

重点取組事項2 消防団の災害活動能力の充実強化

- 地域防災力の中心として、大規模災害時に活動する消防団の災害対応能力を向上させ、地域防災体制の強化を図ります。
- 新たな消防団員確保のため、花見川消防署の行事及び市民見学会等において、事業所・自治会・学生等へ積極的に消防団のPR活動を行い、入団促進を図ります。

【成果指標】

- 大規模災害に対応するための消防職員と消防団員の連携強化訓練の実施
- 千葉市消防団協力事業所登録の推進
- 消防団対象の実働訓練の実施 2回以上/年
- 消防団入団促進活動の実施（秋・春の火災予防運動、救急フェア、ボランティア週間時、花見川消防署管内で実施）

◆ 事業展開

- 1 通年 消防団の実践的活動訓練（各種災害を想定した実働訓練及び放水訓練並びに花見川消防署部隊との連携訓練）の実施
- 2 6月 花見川消防署と合同の震災対応訓練の実施
- 3 通年 消防団協力事業所登録推進に係る各事業所への積極的啓発活動の実施



【資器材取扱訓練】



【震災対応訓練】

重点取組事項3 大規模災害等に備えた救助技能の向上及び救助体制の充実強化

- 大規模災害対応能力及び特殊災害対応能力の向上を図ります。
- 各種救助教育訓練及び救助基本・応用訓練を実施し、救助体制の強化を図ります。
- 救助活動等に必要な専門的知識の習得及び各種研修出向を推進します。

【成果指標】

- 大規模災害対応能力及び特殊災害対応能力の向上
 - ・ NBC災害対応教育訓練の実施
 - ・ 大規模・広域災害等における長時間救助活動想定訓練の実施
 - ・ 特別高度救助教育訓練の実施
- 各種救助教育訓練及び救助基本・応用訓練の実施
 - ・ 特別救助隊員の救助基本・応用訓練
 - ・ 消防救助技術大会に向けた強化訓練の実施
 - ・ 水難救助訓練の実施
 - ・ 航空連携救助訓練の実施
 - ・ 基礎能力確認の実施 総合等級1級100%
- 専門的知識の習得及び各種研修出向
 - ・ CBRNE研修会への参加 16人以上
 - ・ 全国消防救助シンポジウムへの参加 1人以上

◆ 事業展開

- 1 大規模災害対応能力及び特殊災害対応能力の向上
 - 通年 NBC災害対応訓練の実施（所管課教育：図上訓練、実働訓練）
 - 11月 NBC災害対応訓練の実施（教養、検証、想定訓練等）
 - 12月 大規模・広域災害等における長時間救助活動想定訓練の実施（所管課教育）
 - 1～2月 特別高度救助教育訓練の実施
- 2 各種救助教育訓練及び救助基本・応用訓練の実施
 - 通年 特別救助隊員の救助基本・応用訓練
 - 4～8月 消防救助技術大会に向けた強化訓練の実施
（次年度の大会に向けた強化訓練は、1～3月に実施）
 - 7～2月 水難救助訓練の実施
 - <内訳>
 - 7～9月 水難救助基本訓練（プール）
 - 9月 河川における消防隊との連携水難救助訓練
 - 9～2月 海上における水難救助応用訓練
 - 3月 合同水難救助訓練（プール：所管課教育）
 - 9月、12月、2月 航空連携救助訓練（所管課教育）

10～11月 基礎能力確認の実施

3 専門的知識の習得及び各種研修出向

通年 CBRNE研修会への参加（所管課教育）

12月 全国消防救助シンポジウムへの参加



【NBC災害対応訓練】



【千葉県警との合同水難訓練】

重点取組事項4 応急手当普及啓発活動の充実強化と救急需要対策の推進及び消防・救急各隊員の救急技術の向上

- 市民のニーズに応じた応急手当普及啓発活動を推進します。
- 市民（応急手当インストラクター・ジュニアインストラクター）協働した救命講習会の開催を推進します。
- 関係機関（日本赤十字・市医師会・行政各部局等）と連携した救命講習の開催を推進します。
- ICT（救急情報共有システム）を活用した救急業務を推進します。
- 消防・救急各隊員の教育訓練を充実させ、救急知識・技術の向上を図ります。

【成果指標】

- 普通・短時間（WEB・こども救命講習含む）・初級救命講習会等の開催（受講者2000人以上）
- 応急手当インストラクター・ジュニアインストラクターと協働した救命講習の開催（40回 200人と協働）
- 各種救命講習会・救急フェア等で「救急車適正利用」の広報活動を実施
- 救急救命士を含む救急隊員の教育
 - ・救急救命士の再教育 実務数
 - ・救急救命士以外の救急隊員の再教育 実務数
- ICTを活用し、医療機関に傷病者情報を提供するとともに現場滞在時間短縮
- 年間訓練計画に基づく教育訓練と各種研修会への積極的な参加 月2回以上
- 救急隊と航空隊の連携訓練の実施 1回以上/年

◆ 事業展開

1 応急手当普及啓発活動

- (1) 通年 市民及び管内の事業所、各種団体を対象とした救命講習の開催
(応急手当インストラクター活用)
- (2) 7・8月応急手当ジュニアインストラクター講習の開催
(応急手当ジュニアインストラクター活用)
- (3) 9月 救急フェアの実施
(応急手当インストラクター・応急手当ジュニアインストラクター活用)

2 救急需要対策

- (1) 通年 各救命講習会で「千葉市救急受診ガイド」等リーフレットを配布するとともに救急フェアでの「救急車適正利用」の広報活動を実施します。
- (2) 通年 ICTを活用し、医療機関に傷病者情報を提供するとともに現場滞在時間短縮を目指します。

3 救急技術の向上

- (1) 通年 救急処置訓練（救急資器材取扱訓練含む）、救急隊と消防隊の連携訓練の実施
- (2) 通年 救急に関連する各種研修会等への参加及びワークステーションでの研修
- (3) 3月 救急隊と航空隊の連携訓練の実施



【救急フェア】



【ジュニアインストラクター講習】

重点取組事項5 住宅防火対策の推進

- 住宅用火災警報器など住宅用防災機器の設置及び交換等の適切な維持管理を推進します
- 感震ブレーカー等の普及促進を図ります。
- 住宅火災出火原因の上位を占める放火火災防止対策を推進します。
- 幼少年から高齢者まで各世代で必要とされる防火知識の普及啓発を図ります。

【成果指標】

- 住宅防火講話（住宅用火災警報器維持管理及び感震ブレーカー等普及促進等）50回
- 幼少年向け住宅防火教育 40回
 - ・未就学児 14施設（区内保育所・幼稚園等40施設／3年）
 - ・小学生 22校（区内小学校22校：全小学4年生対象）
 - ・中学生 4校（区内中学校10校／3年）

◆ 事業展開

- 1 通 年 火災に対する自己防御方法、防火の知識、地域で実施する防火対策等を幼少期から段階的に習得・意識づけ
実施機会 幼稚園、保育所、小・中学校で実施する住宅防火指導
小学4年生を対象とした消防署所の施設見学
- 2 通 年 地域協働共生連絡協議会を通じ、各自治会への広報活動
- 3 通 年 自主防災組織等が行う防火・防災訓練や他行政機関等の各種事業等での住宅防火指導
- 4 9月 救急フェアにて広報活動
- 5 10月 区民まつりにて広報活動
- 6 11月 秋の火災予防運動中、街頭にて広報活動
- 7 3月 春の火災予防運動に伴う消防フェアの開催



【消防フェア】



【広報活動の様子】

重点取組事項6 消防法令違反の早期是正による人命危険の排除

- 自動火災報知設備未設置等の重大な消防法令違反対象物及び防火管理者未選任等の消防法令違反対象物に対する違反是正を推進します。
- 法令改正により、新たに消防用設備等の設置が義務付けられた社会福祉施設等に対して立入検査等による指導を徹底します。
- 旅館、ホテル等における防火基準適合表示制度を推進し、宿泊者等の安全を確保します。
- 宿泊施設や観光客等が立ち寄り可能性が高い観光施設等に対する重点査察等を実施します。
- 高度かつ専門的知識を必要とする査察業務・指導業務の質の向上を目指すため、所管課教育を充実させるとともに、高度な専門知識、技術を有する予防業務における人材を計画的に養成します。

【成果指標】

- 重大な消防法令違反※対象物に対する違反是正達成率 100%
- 違反対象物に対する是正等の成果達成率※ 100%
- 規制対象となる社会福祉施設等に対する立入検査等による指導実施率100%
(立入検査実施数+消防訓練立会い+法令改正に関するお知らせ文の郵送等による指導数/対象施設数)
- 防火・防災基準点検済証及び防火・防災優良認定証交付の推進
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた重点査察等実施対象物に対する査察実施率 100%
(平成30年度査察実施数/平成30年度査察計画数)
- 査察業務に関する所属教育の実施 1回
- 予防技術資格(防火査察)の資格者育成

※ 重大な消防法令違反：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備又は避難器具（特定一階段等防火対象物に限る）を設置し、及び維持しなければならないもののうち、当該消防用設備等が設置されていないと認められたもの又は設置している場合においてその主たる機能が喪失していると認められたもの。

※ 是正等の成果達成：消防法令等違反対象物に対して、是正、部分是正等の成果を達成したものを。

◆ 事業展開

- 1 通 年 重大な消防法令違反対象物等に対する立入検査及び是正指導
- 2 通 年 規制対象となる社会福祉施設等に対する立入検査及び是正指導
- 3 通 年 若年層職員対象のOJTの実施
- 4 11月 署査察対策検討会議
- 5 2月 署査察対策検討会議

重点取組事項7 危険物製造所等及び特定事業所の保安確保

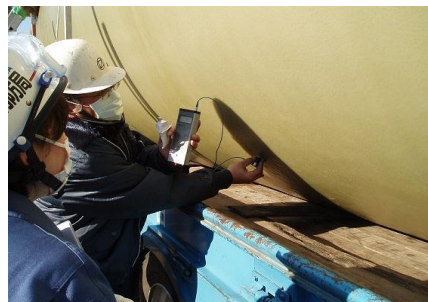
- 危険物製造所等の基準適合状況、維持管理状況及び危険物の貯蔵又は取扱いに係る保安を確保します。

【成果指標】

- 危険物製造所等に対する査察実施率 100%
(平成30年度査察実施数/平成30年度査察計画数)

◆ 事業展開

- 通 年 危険物の貯蔵又は取扱いに係る保安確保
- 6 月 危険物安全週間に伴う立入検査



重点取組事項8 火災原因調査体制の充実強化

- 調査教育研修及び火災現場を想定した実地研修により、火災調査に対する経験値を上げ、より高度な調査技術を習得させ、調査員の知識・技術の向上を図る。
- 火災調査から得られた資料を有効活用し、類似火災の防止対策と不明火災の低減化を図る。

【成果指標】

- 所属教育：年2回実施
- 火災原因不明/火災件数＝不明率2%以下

◆ 事業展開

- 1 通 年 実況見分や調査書類作成時におけるOJTの実施
- 2 通 年 関係機関及び所管課の行う火災原因調査研修等へ職員を派遣
- 3 11月 所属教育（火災原因調査関連）の実施



【ガス給湯器の実況見分】



【火災原因調査のOJT】

重点取組事項9 効果的な人材育成の推進

- 効率的かつ効果的に、専門的知識及び資格取得を含めた各種研修への参加を促し人材の育成を推進する。
- 管理職員が講師となり、非管理職員への服務倫理に関する所属教育を実施する。

【成果指標】

- 職員の資格取得を含めた各種研修会の参加
- 管理職員が講師となり、管理職員及び非管理職員への服務倫理に関する所属教育を実施し、不祥事案を未然に防止する。（年2回）

◆ 事業展開

- 通 年 職員の資格取得を含めた各種研修会への参加推進
5月・10月 管理職による服務倫理に関する所属教育

**重点取組事項10 ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現と男性職員の育児等への
関与度の向上**

- 長時間労働の削減を実施して、疲労やストレスの軽減を図り、業務能力の維持向上が出来るよう職場環境を整えます。
- 男性職員の育児等への関与度合いの向上を図り、家庭と仕事を両立させて充実した家庭生活が送れるように働きかけをします。

【成果指標】

- 時間外勤務時間数（60時間）の把握と管理
 - 育児休業取得の促進
 - 育児参加休暇取得の促進
 - 配偶者出産休暇取得者／対象者 = 100%
- 】 該当職員に対し、管理職から取得を促す。

◆ 事業展開

- 通 年 管理職による時間外勤務時間数の把握と管理
- 通 年 ワークライフバランスに係わる研修会への参加促進

重点取組事項11 健康管理対策の推進

- 消防職員として多種多様な災害現場で活動するため、強靱な体力と精神力が必要であることから、生活習慣の改善及び運動などによる健康管理、体力向上に努めるよう促進します。
- 健康管理についての意識向上を図るため、メンタルヘルス研修会等各種健康管理研修会へ積極的に参加するよう促進します。
- 心身の健康障害の予防、早期発見・早期治療を推進します。

【成果指標】

- 心身の健康障害の予防及び早期発見、早期治療
 - ・健康診断二次検診受診率 100%
 - ・ストレスチェックの受診率 100%
- 体力検査の総合評価「A」以上 95%以上する。
- メンタルヘルス研修会及び健康管理研修会への参加

◆ 事業展開

- 通 年 定期健康診断（二次検診を含む）の早期受診徹底・ストレスチェック制度の活用
- 通 年 救急業務等実施後の感染予防措置の徹底
- 通 年 身体面・精神面に関する各種健康管理研修会の受講促進
- 通 年 体力錬成の実施（5月に体力検査の実施）
- 10～11月 インフルエンザ予防接種の早期接種促進